

# 臨時職員の特別休暇の取得について

臨時職員等の取扱いに関する内規第11条第10項の規定による。

	休暇の理由	期間（連続する日数（暦日））	取得可能期間	取得の可否
服 忌	(1)配偶者が死亡した場合	7日以内	起算日は葬儀、服喪その他の親族の死亡した最初の日から始まる。取得可能期間は社会通念上妥当であると認められる約1週間の範囲内とする。	可 但し無給
	(2)父母及び配偶者の父母が死亡した場合 同居 非同居	5日以内 3日以内		
	(3)子が死亡した場合 同居 非同居	5日以内 4日以内		
	(4)祖父母及び配偶者の祖父母が死亡した場合 同居 非同居	3日以内 1日		
	(5)孫	1日		
	(6)兄弟姉妹及び配偶者の兄弟姉妹が死亡した場合 同居 非同居	3日以内 2日以内		
	(7)おじ又はおば	1日		
	(8)子の配偶者又は配偶者の子	1日		
	備考 1. 職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあつては、父母及び子に準ずる。 2. 代襲相続とは、相続人が相続の開始前に死亡し、又はその他の事由により相続権を失ったときに、その者の子（職員）が代わって相続することをいう。 3. 葬祭のため遠隔の地に赴く必要があるときは、管理者の許可を得て実際に必要とした往復のための日及び時間を加算することができる。			
他 の 場 合	(1)本人の結婚	連続する5日以内	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日（入籍又は挙式日）後原則3ヶ月の間	可 但し無給
	(2)女性で生理日の勤務が著しく困難な場合	1日又は1時間の単位とする期間	その都度	可 但し無給
	(3)職員の生後満1年に達しない小児の養育	1日2回、1回30分	その都度	可 但し無給
	(4)配偶者の出産の場合	1日又は1時間を単位とする2日以内	配偶者の出産入院日から当該出産の日後2週間の間	可 但し無給

他 の 場 合	(5) 小学校3学年終了するまでの子を養育する職員は、次の各号に該当する当該子の看護等休暇を取得できる。 1. 負傷し、又は疾病にかかった子の世話 2. 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること 3. 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話 4. 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加	当該子が1人の場合 一年度の1日又は1時間を単位とする5日以内 当該子が2人以上の場合 一年度の1日又は1時間を単位とする10日以内	その都度	可 但し無給
	(6) 要介護にある家族の介護その他の世話	当該対象家族が1人の場合 一年度の1日又は1時間を単位とする5日以内 当該対象家族が2人以上の場合 一年度の1日又は1時間を単位とする10日以内	その都度	可 但し無給
	(7) 地震、水害、火災その他災害により勤務ができない場合	原則連続する7日間	その都度	可 但し無給
	(8) 地震、水害、火災その他災害又は交通事故等で、職員が退勤途上の身体の危険を回避する場合	1日、1時間1分を単位とする期間	その都度	可 但し無給
	(9) 裁判員、証人、鑑定人、参考人として官公署へ出頭する場合	1日、1時間1分を単位とする期間	その都度	可 有給
	(10) 選挙権その他公民として権利を行使する場合	1日、1時間1分を単位とする期間	その都度	可 但し無給
	(11) 心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のための夏季休暇（試用期間の職員を除く）	基準日により一年度の原則連続する3日間以内 ※内規11条第9項参照	内規参照	可 有給
	(12) 妊娠中及び出産後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週以降分娩までは1週間に1回、なお、産後（出産後1年以内）において、医師等が健康診査等を受けることを指示したときは、その指示を踏まえた通院時間	左記のとおり	可 但し無給
	(13) 管理者が特に必要と認めた場合 ① 医師が宿直した場合  ② その他	半日  その都度必要とする日数	原則として宿直日より1週間以内。但し、業務の都合上取得が困難な場合には、1週間を経過しても取得を可能とする。 その都度必要とする日数	可 但し無給

附則

- ① 特別休暇の取得時には、休暇簿（特別休暇用）の提出と同時に、別表に定める証明書を、所属長を経由して管理者に提出するものとする。